

# ニカラグア新憲法

## 石井 章

### はじめに

ニカラグアでは 1979 年 7 月の革命政権成立後はじめての憲法が 87 年 1 月 10 日に発布された。憲法制定までの過程を簡単に振り返ってみると、まず国民議会の憲法問題特別委員会が草案を作成し、その後 3 カ月にわたり全国各地で開かれた大衆討議集会で出された疑問点や修正提案を踏まえて、86 年 9 月に特別委員会が修正草案を国民議会に提出、さらに 2 カ月の審議を経て 11 月 18 日に国民議会が採択したものである。

この憲法の特徴をいくつかあげると、まず最初に、政治的多元性、混合経済体制、非同盟主義の基本原則を謳っていること、国家の組織として、立法、行政、司法、選挙管理の、相互に独立な 4 権の役割が明記されていること、そのなかでとくに大統領に大きな権限が与えられていること、経済運営において国家の果たす役割が大きいこと、革命的転換を達成するための基本手段として、農地改革のもつ重要性が述べられていること、大西洋岸の共同体（少数民族集団）の権利、固有の文化について言及されていることなどである。

以下はニカラグア新憲法（Constitución Política de la República de Nicaragua）\*の抄訳である。

### 第 1 部 基本原則

第 1 条 独立、国民主権、民族自決は人民の不可侵の権利であり、ニカラグア国基礎をなすも

のである。ニカラグアの国内事項に関する外国のいかなる干渉も、またこれらの諸権利を侵害するいかなる意図も、人民の生存に背くものである。祖国の独立、国民の主権、民族自決を守ること、必要とあれば武器を手にその防衛にあたることは、人民の権利であるとともに、国民すべての義務である。

第 2 条（前略）権力は人民が直接行使するか、もしくは普通、平等、直接、自由、秘密の選挙によって選ばれた代表者を通じて人民がこれを行使する。

第 5 条 国は政治的多元性、混合経済体制、非同盟主義の存在を保証する。

政治的多元性とは、国の経済、政治、社会の諸事項に関して、すべての政治組織の存在と参加を保証することである。これには、過去の体制への復帰、あるいは同種の政治体制の確立を意図するものを除き、思想上の制限はない。

混合経済体制とは、多様な種類の所有形態——公的、私的、連合組織の(asociativa)、協同組合の(cooperativa)、共同体的(comunitaria)所有——の存在を保証することである。

（中略）

ニカラグアは、非同盟主義の原則、平和の希求、およびすべての国民の主権の尊重を、その対外関係の基礎におく。したがっていかなる形

\* 憲法の原文は、ニカラグアの官報 *La Gaceta* 紙（1987 年 1 月 9 日付）に掲載されたものを参考した。この資料の入手に際しては在ニカラグアの田中高氏のお世話になった。

態の差別にも反対し、植民地主義、帝国主義、人種主義を排し、一国が他の国に従属することを拒否する。

## 第II部 国家について

第6条 ニカラグアは独立かつ自由な、主権国家であり、單一で、分割不能である。

第7条 ニカラグアは、民主制の、参加制の、かつ代表制の共和国である。(後略)

第8条 ニカラグア人民は複数民族性 (multietnica) を本質とし、かつ中央アメリカ民族 (nación centroamericana) の構成要素をなす。

第9条 ニカラグアは、中央アメリカの一体性を固持し、中米の政治的、経済的統合および協力関係を確立するため、また地域の平和を達成し、維持するため、あらゆる努力を尽し、これを推進する。(後略)

第11条 スペイン語を国の公用語とする。同様にニカラグア大西洋岸の共同体 (Comunidades) の諸言語を、法律の定めるところに従って公的に使用することができる。

第14条 国は公的な宗教をもたない。

## 第III部 ニカラグア国籍 (略)

## 第IV部 ニカラグア人民の権利、義務、保証

### 第1章 個人の権利

第23条 生存権は人間にとて不可侵かつ固有のものである。ニカラグアは死刑制度を存置しない。

第25条 何びとも、1)個人の自由の権利、2)安全に対する権利、3)法人格、法律上の能力を認められる権利を有する。

第26条 何びとも、1)本人および家族の私的生活の権利、2)住居、通信、公信の不可侵性に対する

権利、3)名誉、名声を尊重される権利を有する。(後略)

第27条 何びとも法の下に平等であり、等しく保護を受ける権利を有する。出生、国籍、政治的情条、人種、性別、言語、宗教、意見、出身、経済的地位あるいは社会的条件によって差別してはならない。(後略)

第29条 何びとも、良心、思想の自由、および宗教を信ずるかあるいは信じない自由に対する権利を有する。(後略)

第30条 ニカラグア人は、公的にあるいは私的に、個人あるいは集団で、口頭もしくは文書で、あるいは他の手段で、自己の思想を自由に表現する権利を有する。

第33条 何びとも、法律の定める事由に基づき、かつ法的手続きを従う場合を除いて、恣意的に拘留もしくは投獄され、また自由を剝奪されない。(後略)

第36条 何びとも、みずからの身体的、精神的、道徳的完全性 (integridad) に対する権利を有する。何びとも拷問、処置 (procedimiento)、処罰にさらされず、また残酷な、非人道的、もしくは体面を傷つける扱いに服さない。(後略)

第41条 何びとも債務を理由に拘留されない。ただしこの原則は、資格を有する司法官憲が、食糧債務の不履行を理由に発する命令を妨げるものではない。(後略)

第42条 ニカラグアにおいては、民主主義、平和、正義、および人権のための闘いによって迫害された者が保護を受ける権利は保証される。被保護者あるいは政治的亡命者の条件は、ニカラグアが批准した国際協定に従って、法律でこれを定める。(後略)

第43条 ニカラグアにおいては、政治犯、ないしニカラグア国内でそれと関連するとされる一般

犯罪の引渡しは行なわれない。(後略)

第 46 条 わが国の領土内において、すべての人は國の保護と、人間存在に固有の諸権利の認知、および人権に対する至高の尊重、推進、保護を享受する。(後略)

## 第 2 章 政治的権利

第 47 条 満 16 歳以上のニカラグア人は市民権を有する。憲法および法律に明記された政治的諸権利を行使できるのは、市民権を有する者のみである。この場合年令を理由とする制限は妨げない。(後略)

第 48 条 政治的諸権利を享受するにあたって、すべてのニカラグア人に無条件の平等が設定される。政治的諸権利の行使、義務および責任の履行に関しては、男女間の完全な平等が存在する。(後略)

第 49 条 ニカラグアにおいては、都市と農村の労働者、女性、青年、農牧業生産者、職人、専門職、技術者、知識人、芸術家、宗教家、大西洋岸の共同体、および一般の地域住民は、その固有の利害に従って自分たちの望みを実現させるために、もしくは新しい社会の建設に参加するために、いっさいの差別なしに組織をつくる権利を有する。(後略)

第 53 条 平和的集会の権利は認められる。この権利を行使するにあたっては事前の許可を必要としない。

第 54 条 法律に準拠した集会、示威、大衆動員の権利は認められる。

第 55 条 ニカラグア市民は、権力に参加し、それを行使し、それに就く目的で、政党を組織し、加入する権利を有する。

## 第 3 章 社会的権利

第 63 条 飢えから保護されることはニカラグア人の権利である。国は適当な食糧の確保ならび

にその平等な分配を保証する計画を推進するものとする。

第 66 条 ニカラグア人は真実の情報に対する権利を有する。この権利は、口頭によるものであれ、あるいは文書、図表その他いかなる手段によるものであれ、情報および思想を求め、受け取り、普及する自由を含むものである。

第 67 条 情報を得る権利は社会的責任であり、憲法に定められた諸原則を厳格に遵守しつつこれを行使するものとする。(後略)

第 69 条 何びとも、個人でまたは集団で、自己の宗教上の信念を、儀礼、実践もしくは教育を通じて、私的にまたは公然と表明する権利を有する。

## 第 4 章 家族の権利

第 70 条 家族は社会の基本的な核であり、社会および國の保護を受ける権利を有する。

第 72 条 夫婦関係および安定した内縁関係は、國の保護を受ける。その関係は男女の自発的な合意に基づいて成り立ち、双方の一致もしくは一方の意思に基づいて解消できるものとする。(後略)

第 73 条 家族関係は、男女両性間の尊敬、連帯、および権利と責任の完全な平等に基づいている。(後略)

## 第 5 章 労働権

第 80 条 労働は権利であるとともに社会的責任である。

ニカラグア人の労働は、社会および個々人の必要を満たすための基本的手段であり、国民の富と繁栄の源泉である。国は、人間の基本的諸権利を保証する条件の下で、すべてのニカラグア人の完全な生産的就業を達成すべく努めるものとする。

第 81 条 労働者は、自らの組織を通じて、法律の

定めるところに従って企業の運営に参加する権利を有する。

第82条 労働者は、以下にあげる労働の諸条件を保証される権利を有する。

1. 同等の条件の下にある同一労働に対する同一賃金。それは社会的責任に応じたものであって、政治的、宗教的、社会的、性別その他いかなる理由による差別も認められない。その賃金は、人間の尊厳と両立する福祉を労働者に保証するものである。(中略)

5. 1日8時間の労働時間、週休、休暇、国民の祝日を有給とすること、および法律に従った13カ月めの賃金(訳者注:ボーナスに相当する)。(後略)

第83条 同盟罷業権は認められる。

第84条 未成年者の労働は、それが正常な発育を阻害し、もしくは義務教育の学業期(ciclo)と抵触する場合には禁止される。(後略)

第87条 ニカラグアにおいては、労働組合の完全な自由が存在する。労働者は自発的な意志に基づいて組合を組織する。(後略)

## 第6章 大西洋岸の共同体の権利

第89条 大西洋岸の共同体はニカラグア人民の不可分の構成要素をなし、かつ同等の権利を享受し、同等の義務を負う。

大西洋岸の共同体は、国民統一体のなかでその文化的アイデンティティーを維持、発展させる権利、および固有の形態の社会組織を具備し、その伝統に従って地域の諸事を管理する権利を有する。

国は、大西洋岸の共同体による土地の共有形態を認める。またその共有地の水および山林を利用し、利益を得ることを認める。

第90条 大西洋岸の共同体は、その言語、技能、文化を保持し、自由に表現する権利を有する。

その文化および諸価値の発展は、国民文化を豊かなものにする。国は、これらの諸権利を実現させるために特別な計画を用意するものとする。

## 第V部 国防

第92条 生命、祖国、正義、および国民の統合的発展のための平和を防衛するために闘うことは、すべてのニカラグア人の義務であり、権利である。

第93条 ニカラグア人民は、主権、独立および革命の成果(*conquistas revolucionarias*)を守るために武装する権利を有する。この権利を保証するため、国は人民を指導し、組織し、武装させる義務を負う。

第94条 祖国と革命の防衛は、侵略者に対する闘いにすべての人民を動員し、組織的に参加させることによって成り立つ。(後略)

第95条 (前略)国は、祖国の防衛への人民の参加を、サンディニスタ人民軍(Ejército Popular Sandinista)を通じて準備し、組織し、指導する。(後略)

第96条 ニカラグア人は、外国からの、あるいは外国の指導、援助を受けた勢力による侵略ないし脅威に対抗して、祖国および人民が獲得したもの(*las conquistas del pueblo*)を守るために武器をとる義務を有する。(後略)

## 第VI部 国民経済、農地改革、財政

### 第1章 国民経済

第98条 経済に関する国家の基本的な役割は、国を物質的に発展させること、開発の遅れと、過去から引き継いだ従属を断ちきること、人民の生活の条件を改善し、富のより公平な分配を実現させることである。

第 99 条 国は、多数の者の利益を保証し、保護し、同時に彼らを経済的・社会的進歩の目的に沿った方向に向わしめるために、国の経済を指導し、計画する。(後略)

第 101 条 労働者およびその他の生産的諸部門は、経済計画の策定、実行およびその調整に参加する権利を有する。

第 102 条 天然資源は国民の財産である。環境の保全および天然資源の保護、開発およびその合理的な利用は国の責任に属する。(後略)

第 103 条 国は、公的、私的、協同組合の、連合組織の、あるいは共同体的な、所有の諸形態の民主的な共存を保証する。これらはすべて混合経済の一部を構成するものであり、国民の至高の諸権益に従属し、一つの社会的機能を果たすものである。

第 104 条 この憲法により設定された所有形態のいずれかに基づいて組織された企業体は、法のもとの平等、および国の経済政策において平等の扱いを享受する。企業体の経済計画は、労働者の参加をえて策定されなければならない。(後略)

第 105 条 基礎的消費物資の分配と供給を、農村および都市において、公正かつ合理的に調整することは国の義務である。投機および買い占めは経済社会体制と両立せず、人民に対する重大な犯罪を構成するものである。

## 第 2 章 農地改革

第 106 条 農地改革は、土地の公正な分配を実現させるための基本的な手段であるとともに、ニカラグアの革命的諸変革、国民的発展および社会的進歩のための戦略的手段である。国は、小農民 (campesino) の歴史的回復を完成させるために農地改革の進展を保証する。

第 107 条 農地改革は大土地所有 (latifundio)、地

主小作関係、生産の非効率、および小農民に対する搾取を廃止し、この憲法に定められた国民の経済的・社会的諸目的と両立する所有の諸形態を推進する。

第 108 条 すべての土地所有者は、その土地を生産的かつ効率的に耕作しているかぎり、土地の所有権を保証される。(後略)

第 109 条 国は、小農民が自発的に連合して農業協同組合 (cooperativa agrícola) をつくるよう助長する。(後略)

第 110 条 国は、中小規模の農牧業生産者が、連合組織を通じて、または個別に、国の経済社会発展の計画に自発的に編入されるよう助長する。

第 111 条 小農民およびその他の生産部門は、自らの組織を通じて農業変革 (transformación agraria) の諸政策の決定に参加する権利を有する。

## 第 3 章 財政

第 112 条 共和国的一般会計予算は 1 年間の有効性をもち、その目的は行政府の歳入と歳出を調整することである。予算案には歳入と歳出の財源および支出目的の内訳が示され、かつ歳入と歳出の総額は一致すべきものとされる。その額によって国の諸機関の経費の上限が設定される。(後略)

第 113 条 予算案は共和国大統領によって作成され、国民議会の承認を得て、年予算法 (Ley Anual del Presupuesto) となる。(後略)

## 第VII部 教育と文化

第 119 条 教育は国の不可避の機能であり、教育に関する計画立案、指導、組織化は国の所管に属する。(後略)

第 121 条 すべてのニカラグア人は、自由かつ平

等な教育を受ける機会をもつ。初等教育は無償で行なわれ、かつ義務づけられる。大西洋岸の共同体は、国の計画に準拠して決定される諸水準において、その地域内で母語による教育の機会をもつ。

第 122 条 成人は、資格賦与・訓練計画を通じて、教育を受け、能力を開発する機会を得る。国は、文盲を根絶するための教育計画を継続させる。

第 124 条 ニカラグアでは教育は世俗の (laica) ものである。国は、宗教的傾向をもった私的な教育センターが、課外活動で宗教を伝授する権利を認める。

第 126 条 人民の創造的参加に支えられた国民文化を回復し、発展させ、かつ強化することは國の義務である。(後略)

第 128 条 国は、考古学、歴史、言語、文化、芸術上の国民的遺産を保護する。

## 第VIII部 國家の組織

### 第 1 章 一般原則

第 129 条 立法、行政、司法、選挙管理の各権は、相互に独立し、調和的に配置される。それらは國民の至高の利益、およびこの憲法の規定のみに従属する。

第 130 条 (前略) すべての國家公務員は、その職に就く前、および職を辞した後に、自己の財産目録を提出しなければならない。(後略)

### 第 2 章 立法権

第 132 条 立法権は、國民議会が人民を代表して、また人民の委任により、これを行使する。國民議会は、90人の代議員 (Representante) およびそれぞれの補欠者により構成される。これらの者は、選挙法に規定された比例代表方式の適用により、地域ごとに、普通、平等、直接、自由、秘密の選挙により選出される。(後略)

第 136 条 國民議会の代議員は、6年の任期をもって選出される。(後略)

第 138 条 國民議会の権能は次のとおりである。

1) 法律、デクレト (decreto) を作成し、採択すること。既存の法律、デクレトを改正、または廃止すること。

3) 恩赦あるいは減刑の決定を下すこと。

6) 憲法および法律に定められた手続きに従って共和国の一般会計予算案を審議し、採択すること。

7) 最高裁判所判事、最高選挙管理委員会の委員および補欠委員を、共和国大統領の提案する3組の候補者名簿のなかから選出すること。

8) 会計検査院長を、共和国大統領の提案する3人の候補者のなかから選出すること。

11) 國際条約、協定を承認または否認すること。

16) 立法機能の権限委任に関する法令に基づいて國民議会の休会期間中に、共和国大統領に立法機能の権限を委任すること。(後略)

18) 常設、特別委員会、および調査委員会を設置すること。

21) 國の経済社会開発政策および計画を審議すること。

22) 共国大統領あるいは副大統領の欠員を補充すること。

第 139 条 代議員は國民議会での発言あるいは表決について責任を問われず、法律に基づく不逮捕特権を享受する。

第 141 条 國民議会開催のためには代議員の過半数の出席が必要である。法案は、出席代議員の過半数の賛成票をもって可決される。可決された法案は共和国大統領のもとに回付され、その裁可を得て公布される。

第 142 条 共国大統領は、法案を受理してから

15日以内に、それを全面的もしくは部分的に拒否することができる。(後略)

**第143条 共和国大統領により全面的もしくは部分的に拒否された法案は、拒否の理由説明をつけて国民議会に差し戻されなければならない。国民議会は代議員総数の過半数の表決をもってこれを却下することができる。(後略)**

### 第3章 行政権

**第144条 行政権は、国家の元首、行政府の長であり、かつ国民の防衛と安全のための軍隊の最高指揮官である共和国大統領がこれを行使する。**

**第146条 共和国大統領および副大統領の選出は、普通、平等、直接、自由、秘密の選挙により行なわれる。得票数で比較多数を得た者が選出される。**

**第148条 共和国大統領および副大統領は、6年の任期期間中その職務を遂行する。(中略)この期間中、不逮捕特権を享受する。**

**第149条 共和国大統領が一時的に空位の場合には、その職務を副大統領が代行する。永久的に欠けた場合には、副大統領が残りの任期期間中共和国大統領の職に就任し、国民議会は新たに副大統領を選出する。(後略)**

**第150条 共和国大統領の権能は以下のとおりである。**

- 1) 憲法および法律を執行し、また執行させること。
- 2) 国家を代表すること。
- 4) 財政ならびに行政事項に関して、法律と同等の効力をもつ行政命令(*decreto ejecutivo*)を発令すること。
- 5) 一般会計予算案を作成し、国民議会の承認を得た後にこれを公布すること。
- 6) 国務大臣ならびに次官、大統領府の代表

委員、独立行政機関(*entes autonomos*)あるいは政府機関の長を任命し、解任すること。(後略)

9) この憲法に規定された場合において非常事態を宣言し、発効させること。また45日以内に法令を国民議会に提出し、追認を得ること。

12) 政府を組織し、指導すること、および閣議を主宰すること。

13) 国の経済を指導し、経済社会政策および計画を決定すること。

14) 最高裁判所判事、最高選挙管理委員会委員、および会計検査院長の候補者として、それぞれ3組の名簿を国民議会に提出すること。

15) 国民議会において、直接あるいは副大統領を通じて、年次教書その他の教書、特別メッセージを報告すること。(後略)

### 第4章 共和国会計検査院

**第154条 共和国会計検査院は、行政と人民所有領域(Area Propiedad del Pueblo)を管理ならびに統括する機関である。**

### 第5章 司法権

**第158条 正義は人民に由来し、人民の名において、その代表を通じて、法律の定める各種司法裁判所により求められる。**

**第163条 最高裁判所は、共和国大統領の提案する3組の候補者名簿のなかから国民議会が選出する最小限7人の判事により構成される。(中略)**

最高裁判所の長官は、国民議会により選出された最高裁判事のなかから共和国大統領が指名する。

**第165条 最高裁判所判事および裁判官は、その司法活動において独立であり、憲法および法律のみに従う。(中略)ニカラグアにおいては裁判は無料で行なわれる。**

## 第6章 選挙管理権

第168条 各種選挙ならびに国民投票を専属的に組織し、指導し、監視するのは選挙管理権に帰属する。

第169条 選挙管理権は、最高選挙管理委員会およびその他の下級の選挙管理機関により構成される。

第170条 最高選挙管理委員会は、共和国大統領の提案する3組の候補者名簿のなかから国民議会が選出した5人の委員と、それぞれの補欠委員により構成される。(後略)

## 第IX部 政治行政区分

### 第1章 郡

第175条 国の領土は、行政区分として地方(Región), 県(Departamento), 郡(Municipio)に分けられる。(後略)

第176条 政治行政区分の基本単位は郡である。

その数および領域は法律で定められる。

### 第2章 大西洋岸の共同体

第180条 大西洋岸の共同体は、彼らの歴史的、文化的伝統に根ざした社会組織の形態のもとで生活を営み、自らを発展させる権利を有する。

国はこれらの共同体に対して、その天然資源の享受、共有財産の形態の有効性、および彼らの役職者、代表者の自由な選出を保証する。

同様に、彼らの文化、言語、宗教、慣習の維持を保証する。

## 第X部 憲法の最高法規性、憲法改正および憲法関連諸法

### 第1章 憲法

第182条 憲法は共和国の最高法規であり、他の諸法律はこれに従属する。憲法の諸規定に抵触し、ないしはそれに変更を加えるいかなる

法律、条約、命令、取決めも無効である。

第185条 共和国大統領は、戦争が起こった場合、国の安全または経済的諸条件がそれを必要とする場合、あるいは国に大災害が生じた場合に、この憲法で認められた諸権利および保証を、全国もしくは国の一部の地域で、停止することができる。停止命令により、一定期間を限って非常事態が効力を発する。この期間は延長し得る。(後略)

## 第2章 合憲性の審査(略)

## 第3章 憲法の改正

第191条 国民議会は憲法を部分的に改正する権限、あるいは全面的改正の動議を取り扱い、決議する権限を有する。

部分的改正には、大統領もしくは国民議会の代議員の3分の1の発議が、全面的改正には国民議会の代議員の過半数による発議が必要である。

## 第XI部 最終ならびに経過措置(略)

(いしい・あきら／中南米総合研究プロジェクト・チーム)